

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
保育士修学資金貸付制度 申込みのしおり

＜ 貸付制度の概要 ＞

1. 目的

保育士養成施設に在学し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする方に修学資金を貸付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

3. 貸付内容

(1) 貸付期間： 修学資金：卒業年次の12か月を含む、24か月（限度）とします。

入学準備金：入学した年度

就職準備金：卒業する年度

※入学・就職準備金のみの申込みはできません。

※年度を跨いでの遡りをすることはできません。

(2) 貸付金額： 修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

貸付金額は千円単位とします。

※ただし、高等教育の修学支援新制度（授業料減免）を利用する申込者は、年次ごとにかかる費用から減免額を差し引いたのちも、自己負担額が生じる範囲内で上記貸付金額を申込むことができます。

(3) 利 子： 無利子

(4) 交 付： 年2回

4. 申込み及び貸付決定

養成施設の長の推薦を受け、横浜市社会福祉協議会（以下、横浜市社協という）にお申し込みください。横浜市社協は申込内容を審査し、貸付けの可否を決定します。

5. 連帯保証人

原則、連帯保証人を立てるものとします。

6. 返還免除

次のすべてを満たしていること

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に、

(2) 保育士登録をし、

(3) 横浜市内の指定施設等（8頁）において

(4) 5年間継続して（中高年離職者※Aの場合は3年間）

(5) 保育士業務に従事した場合

※A 養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

7. 返還の履行猶予

(1) 養成施設卒業後1年以内に横浜市内の指定施設において保育士業務に従事しているとき

(2) 修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき

8. 返還

- (1) 返還期間： 貸付期間の2倍に相当する期間内で最長48か月。入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき8か月ずつ延長可能。
(返還は貸付終了月の翌月から開始)
- (2) 返還方法： 月賦、半年賦、年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- (3) 延滞利子： 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ延滞元金に対し年3%

< 申込みについて >

1. 申込者

(1) 申込者の要件

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 指定保育士養成施設に在学している
- ② 養成施設卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、横浜市内の指定施設において継続して保育士業務に従事する意思がある
ア) 中高年離職者 3年 イ) 左記以外の方 5年
- ③ 在学する養成施設の長の推薦を得られる
- ④ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる※B
- ⑤ 他の都道府県及び政令指定都市が実施する同種の修学資金を借り受けていない
- ⑥ 外国籍の場合は、申込時点の在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」

※B「真に本修学資金の貸付けが必要と認められる」とは、申込者と生計を一にする世帯の主たる生計維持者（扶養者）の前年収入合計額が次の基準以下であることをいいます。

生計を一にする※C人数	給与所得者	給与所得者以外
3人以下	815万円	383万円
4人	871万円	439万円
5人以上	1,098万円	666万円

※C「生計を一にする」とは、主たる生計維持者の得た収入で生活をしている状態を指します。

- ・申込者が親（または配偶者）と同居していても、申込者に収入があって、明らかにお互いが独立した生活を営んでいる場合は、生計を一にすることにはなりません。
- ・親（または配偶者）と別居していても、経済的に援助を受けている場合は、親と生計を一にする家族となります。

(2) 中高年離職者の取扱い

- ① 申込者が養成施設入学時点で45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
- ② 返還免除にかかる従事期間が3年間となります。
- ③ 貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。

(3) 留意事項

申込者は、施設等における定年年齢として定められていることが多い65歳までに保育士業務への従事による返還免除を受けられることが望ましいとしています。

2. 連帯保証人

以下の要件を満たす者を連帯保証人として1名立ててください。

(1) 連帯保証人の要件

- ① 日本国内に居住する貸付申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が永住者であることとする。
 - ・国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けていない
 - ・現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給していない
- ② この修学資金について、他に保証していないこと

(2) その他

申込者の親を連帯保証人に立てる場合は、収入の多い方（主たる生計維持者）を連帯保証人として立てていただくことが望ましいです。

3. 申込方法

- (1) 「保育士修学資金貸付申込書」は、在学する養成施設からお受け取りください。
- (2) 申込書を記入の上、必要書類を添付し、養成施設を通じてお申し込みください。

4. 申込期間

春入学 一次受付: 4月1日～6月30日 / 二次受付: 10月1日～12月31日

秋入学 一次受付: 10月1日～12月31日 / 二次受付: 4月1日～6月30日 全期間必着
(春入学の二次受付分と、秋入学各期受付分は、月末ごとに締切、翌月に審査)

ただし、年度の貸付予定枠数に達した時点で、受付を終了します。養成施設ご担当者との相談の上、上記期日までにお申し込みください。

※申込期日が土日祝日の場合は、翌営業日を締切り日とします。

※年度を跨いで遡りの申込みはできません。

< 必要書類について >

1. 必要書類

申込書類	提出が必要な方
1. 保育士修学資金貸付申込書（様式第1号）	申込者
2. 個人情報の取扱いについて（様式第17号）	申込者
3. 前年の収入を証明する書類※D 生計を一にする世帯の主たる生計維持者（扶養者）の前年の収入合計額を証明する書類であって以下のうちいずれか ① 源泉徴収票 ② 確定申告書（第1、2表の写し、税務署印のあるもの） ③ 課税・非課税証明書	申込者または 扶養者※E、連帯 保証人※E
4. 離職して2年以内であることを証明する書類 ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等が発行した離職証明書等	中高年離職者

※D 申込み時期により最新版を提出してください。

※E 「世帯の主たる生計維持者」が「扶養者」と異なる場合は、扶養者と主たる生計維持者の2名分の証明書を提出してください。「扶養者」と「連帯保証人」が同一の場合は、1通で結構です。

2. 申込書類作成上の注意点

- (1) 文字を訂正する際は、修正テープを使用せず、訂正箇所を二重線で消し訂正印（印鑑＝実印）を押し、書き直してください。
- (2) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

< その他留意事項 >

1. 借入期間について

修学資金は、当該年度の4月（秋入学者は10月）に遡って申込みことができます。

2. 他の奨学金・給付金制度等との併用について

- (1) 他の都道府県及び政令指定都市が実施する保育士修学資金併用できません。

- (2) 日本学生支援機構・日本政策金融公庫
併用が可能です。ただし、高等教育の修学支援新制度（授業料減免）等の支援対象者は、貸付金額に制限があります。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
併用が可能です。ただし、資金の種類や、他からの借入資金の状況によっては貸付けが制限される場合があります。詳しくは居住する区の区役所（福祉保健センター）こども家庭支援課にご相談ください。
- (4) 生活福祉資金（教育資金等）
原則、他制度優先のため併用できません。ただし、既に同目的の資金を借り入れている場合は、生活福祉資金の借入期間を停止し、同時期の借り入れとしないよう手続きをとる場合において、本修学資金を申請することができます。また使途の異なる費用が必要な場合等は、居住する区の区社会福祉協議会にご相談ください。

3. 保育士業務の従事期間について

- (1) 保育士登録を行い、横浜市内の指定施設に従事した日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。就労を証明する書類（本会指定様式）に就労先の押印をもって、毎年その就労の事実を確認します。
- (2) 業務の従事期間は、月を単位として継続している必要があります。
例えば、当初就職した施設を退職した場合、その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降になった場合には継続していることにはなりません。
- (3) 年間 1,440 時間以上勤務する必要があります。
- (4) 出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合であって病気休職等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることができます。ただし、その期間は従事期間に算入されません。

4. 申込み後、貸付決定者への資金交付及び説明会まで

(1) 貸付契約

貸付けが決定した場合は、下記書類を提出していただき、これらの書類の受理をもって貸付契約の締結とします。

提出書類	提出が必要な方
1. 保育士修学資金借用証書（様式第3号）※F	修学生
2. 振込口座届（様式第4号）※G	修学生
3. 重要事項説明書（様式第18号）	修学生
4. 振込口座の通帳の写し	修学生
5. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）	修学生、法定代理人※H、連帯保証人
6. 住民票（発行後3か月以内のもの）	修学生、法定代理人※H、連帯保証人※I

※F 収入印紙の貼付が必要です。以下参照

貸付金額	収入印紙額
100万円以上	2,000円
50万円を超え、100万円以下	1,000円
10万円を超え、50万円以下	400円
10万円以下	200円

※G 取り扱い口座は、国内口座のみです。

※H 修学生が未成年の場合は、法定代理人（複数名いる場合は全員）の分が必要となります。

※I 外国籍の場合は在留資格が明記された住民票をご提出ください。

(2) 資金交付

貸付契約の締結後、資金の交付を行います。

【交付予定日】

春入学 1回目：8月下旬～9月上旬 / 2回目：10月下旬以降順次

秋入学 1回目：12月下旬以降順次 / 2回目：4月下旬以降順次

※ただし、本会が2回目の契約書類を受理した時期によって、一括で交付する場合があります。

(3) 説明会【貸付けが決定した方は、必ず出席してください】

貸付決定者に対し事業の概要及び返還免除を受けるか、もしくは全額返還が完了するまでの各種手続きについてご説明します。貸付決定者が卒業する3月に開催予定（1時間程度）です。詳細は、2月に養成施設を通じてお知らせします。秋入学者は8月頃お知らせし、9月開催の予定です。

＜ 申込みから返還免除までの流れ ＞



横浜市社協で書類受領後、審査し、貸付の可否を決定します。約3～4週間を要します。

修学資金は原則として年2回交付します。

※は上記説明をご確認ください。

返還猶予事由、返還免除事由に該当する場合は、速やかに手続きを行ってください。

養成施設を退学した、所定期間を満たさずに保育士業務を辞めた等の場合には返還となります。

＜ 貸付事業に関するお問い合わせ先 ＞

実施団体： 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課（修学資金担当）
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
TEL 045-201-2219 / FAX 045-201-1661
URL <https://bit.ly/3tYOpqo>

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

記入例

保育士修学資金貸付申込書

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならないようご
注意ください。

記入日 西暦 年 ● 月 ● 日

【申込人】

養成施設名	横浜市社協保育専門学校		入学年月	西暦 年 ● 月
学科・課程名	保育士養成科 (1 学年在学中)		卒業年月 (見込み)	西暦 年 ● 月
フリガナ	ミナト ミライ	生 年 月 日	中高年離職者	
氏 名	湊 未来	西暦 年 ● 月 ● 日 (18 歳)	該当・ <u>非該当</u>	
現 住 所	〒111-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		電話(自宅)	なし
住民票住所	〒444-△△△△ 静岡県沼津市〇〇町△-△ 上記住所と異なる場合のみ記入		携帯電話	090-1234-△△△△

【親権者又は未成年後見人】※申込人が未成年者の場合は、記入が必要です。

フリガナ		申込人との関係	職 業
氏 名			
現 住 所	〒	電話番号	
フリガナ		職 業	
氏 名			
現 住 所	〒	電話番号	

注2)「親権者又は未成年後見人」欄について
該当する方全員分の情報を記入してください。

【連帯保証人】※申込人が未成年者の場合は、法定代理人とします。

フリガナ	ミナト ヒロミチ	生 年 月 日	申込人との関係
氏 名	湊 大道	西暦 年 11 月 22 日 (46 歳)	父
現 住 所	〒444-△△△△ 静岡県沼津市〇〇町△-△		電話(自宅) 055-234-△△△△
住民票住所	〒 上記住所と異なる場合のみ記入		携帯電話 090-4567-△△△△
勤 務 先	(名称) 大岡〇〇株式会社 (所在地) 静岡県沼津市大岡〇〇△-△ (職種) 営業		

注3)「連帯保証人」について
申請者の親を連帯保証人に立てる場合は、収入
の多い方が連帯保証人として望ましいです。

【家族の状況】※同居及び生計を一にする家族の状況

関 係	氏 名	年 齢	住まいの状況	扶 養 の 状 況	備 考
父	湊 大道	46	同居・別居	①扶養者	
母	花子	48	同居・別居	②被扶養者	パート勤務
兄	大介	24	同居・別居	③別生計	会社員
姉	美香	22	同居・別居	②被扶養者	他県に進学
本人	未来	18	同居・別居	②被扶養者	他県に進学
			同居・別居		
			同居・別居		

※『扶養の状況』欄：①扶養者、②被扶養者、③別生計 ③の場合、その理由を「備考」欄に記入

【保育士修学資金の借入希望】

	期 間	西 暦 年 4 月 ～ 西 暦 年 3 月 (24 か月)	
借 入 希 望	① 修 学 資 金	月 額	50,000円 × 24 か月 = 1,200,000 円
	② 入 学 準 備 金	任意	200,000 円 (初回のみ)
	③ 就 職 準 備 金	任意	200,000 円 (最終回のみ)
	総 額	1,600,000 円 (①+②+③)	
希望就職先	第一 希 望	認可保育所	
	第二 希 望	乳児院	

注4)「高等教育の修学支援新制度」について
支援対象者のお申込みは、最終年次にかかる必
要経費の積算表の提出が必要です

(注1) 『借入希望金額』欄は、千円単位で

(注2) 『希望就職先』欄は、施設の種別等

(注3) ②③のみでの申込みはできません

注4)「高等教育の修学支援新制度」について
支援対象者のお申込みは、最終年次にかかる必要経費の積算表の提出が必要です。
上記書類は養成施設の担当者が作成しますので、相談の上、必要額を算出してください。

【他の借入・受給状況】

A. 高等教育の修学支援新制度		①授業料等減免：有 ☒ 無 ☐	申請中	総額： _____ 円
		②給付型奨学金：有 ☒ 無 ☐	申請中	総額： _____ 円
B. その他貸付金・給付金				
制度の名称： 貸与型奨学金（第二種奨学金） / 日本学生支援機構				
期 間： 西暦 ____ 年 4 月 ～ 西暦 ____ 年 3 月				
金 額： 総 額 800,000 円				

指定施設一覧

区 域	施設等種別、及び法令・通知等
全 国	・ 児童福祉法第 44 条に規定する国立児童自立支援施設
	・ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
	・ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
	・ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
横 浜 市 内 施 設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 3 項 ・ 児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設
	児童福祉法第 7 条に規定 ・ 助産施設 ・ 児童厚生施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 保育所 ・ 児童発達支援センター
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・ 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・ 指定保育士養成施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定する認可を受けたもの ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであって、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 病児保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであって、第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届け出を行ったもの ・ 放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであって、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 一時預かり事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、同条第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもののうち、下記に示すもの ア) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
	学校教育法第 1 条に規定しているもののうち次に掲げるもの ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・ 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・ 認定こども園
	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・ 企業主導型保育事業